

青森県報

第五百九十九号

令和五年
四月十四日
(金曜日)

目次

告 示

○証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○事業規程の変更の承認……………(構造政策課) ……五

公安委員会

○指定講習機関の行う初心運転者講習の一部廃止……………(運転免許課) ……五

労働委員会

○あっせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……五

公営企業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……六

告 示

青森県告示第三百四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年三月三十一日をもって青森県収入

証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

八戸市青葉二丁目二〇の一六

後村 茂夫

二 売りさばき場所

八戸市青葉二丁目二〇の一六

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ユニバース城下店

八戸市城下二丁目七の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦

四 大規模小売店舗の新設をする日
令和五年十一月十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇〇五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一三〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

三〇七・二〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二七・七九五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ユニバース

開店時刻 午前九時(ただし、年間四日間午前六時) 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分(ただし、年間四日間午前五時三十分)から翌午前零時三十分

まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設②③ 午前六時から午前八時三十分まで

届出年月日

令和五年三月十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ鱈ヶ沢店

西津軽郡鱈ヶ沢町大字舞戸町字久富一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十一月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四九七・三六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

四五・〇〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七・二〇立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ツルハ

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和五年三月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鱒ヶ沢町役場

2 期間

令和五年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模

小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公

告する。

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) むつ旭町複合商業施設

むつ市旭町一・二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社福萬組

十和田市東十三番町一五の二七

代表取締役 井上馨

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

2 株式会社セリア

岐阜県大垣市外測二丁目三八

代表取締役 河合映治

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十一月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六四〇・九四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一四台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

九〇・〇〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一二・四二立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前七時

閉店時刻 翌午前零時

(二) 株式会社セリア

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設①

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設②

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和五年三月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和五年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第九条第一項の規定により、青森県農地中間管理機構特例事業の事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第八条第四項の規定により公告する。

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業をいう。）  
農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業をいう。）

農地所有適格法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業をいう。）  
研修等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第四号に掲げる事業をいう。）

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の十の規定により指定講習機関株式会社ディーエス開発三沢自動車学校が行う特定講習の一部廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月十四日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 廃止する特定講習の種類

普通自動二輪車免許に係る初心運転者講習

二 廃止年月日

令和五年四月一日

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

| 氏名    | 職 業                                       |
|-------|-------------------------------------------|
| 岩谷 直子 | 青森県労働委員会委員（公益委員）<br>弁護士                   |
| 伊藤 佑輔 | 青森県労働委員会委員（公益委員）<br>弁護士                   |
| 大矢 奈美 | 青森県労働委員会委員（公益委員）<br>青森公立大学経営経済学部教授        |
| 細矢 浩志 | 青森県労働委員会委員（公益委員）<br>弘前大学人文社会科学部教授         |
| 源新 明  | 青森県労働委員会委員（公益委員）<br>弁護士                   |
| 山内 裕幸 | 青森県労働委員会委員（労働者委員）<br>日本労働組合総連合会青森県連合会会長代行 |
| 谷川 浩二 | 青森県労働委員会委員（労働者委員）<br>弘前愛成会病院労働組合執行委員長     |
| 野坂 聡子 | 青森県労働委員会委員（労働者委員）<br>オールユニバースユニオン執行副委員長   |
| 金沢 秀樹 | 青森県労働委員会委員（労働者委員）<br>東北電力労働組合青森県本部委員長     |

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 對馬 茂文  | 青森県労働委員会委員(労働者委員)<br>全国交通運輸労働組合総連合執行役員  |
| 寺下 一之  | 青森県労働委員会委員(使用者委員)<br>寺下建設株式会社代表取締役社長    |
| 小笠原 裕  | 青森県労働委員会委員(使用者委員)<br>一般社団法人青森県経営者協会専務理事 |
| 山田 悦子  | 青森県労働委員会委員(使用者委員)<br>株式会社山丙代表取締役社長      |
| 安田 浩一  | 青森県労働委員会委員(使用者委員)<br>株式会社弘燃料代表取締役社長     |
| 小笠原 勝博 | 青森県労働委員会委員(使用者委員)<br>北方商事株式会社代表取締役社長    |
| 佐藤 剛   | 青森県労働委員会事務局長                            |
| 成田 哲朗  | 青森県労働委員会事務局次長                           |
| 成田 伸彦  | 青森県労働委員会事務局副参事                          |

**公 営 企 業**

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

**青森県公営企業管理規程第四号**

**青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程**

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第六十号様式及び第六十号様式の二中

「8 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用                      円。

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用                      円。

9 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額                      円。

(3) 保険期間

10 その 他

や

「8 建設発生の搬出先等

9 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用                      円。

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用                      円。

10 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額                      円。

(3) 保険期間

11 その 他

に改める。

第六十一号様式及び第六十一号様式の二中

「6 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用                      円。

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用                      円。

7 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 円. \_\_\_\_\_  
(3) 保険期間 \_\_\_\_\_

8 そ の 他 \_\_\_\_\_

を

「 6 建設発生土の搬出先等

7 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 円. \_\_\_\_\_

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 円. \_\_\_\_\_

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 円. \_\_\_\_\_

(3) 保険期間 \_\_\_\_\_

9 そ の 他 \_\_\_\_\_

に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県公営企業財務規程第六十号様式から第六十一号様式の二までの規定は、この規程の公布の日以後に締結する契約（同日前に青森県公営企業財務規程第三十一条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭